

「報告 3.11シンポジウム」

地域密着型リーガルクリニックを創る

森田 明

3月11日の午後、神奈川大学法科大学院の主催で「地域密着型リーガルクリニックを創る」と題するシンポジウムを行った。ゲストスピーカーとして、早稲田大学法科大学院の須網隆夫氏と獨協大学法科大学院の柳重雄氏をお迎えし、リーガルクリニックの現状と課題について意見を交換した。

1 神大法科大学院のリーガルクリニック

リーガルクリニックは法科大学院の特色である実務基礎科目のひとつで、法律相談への立会いを中心に、その後の検討、書面作成、可能であれば事件への継続的関与などを内容とするが、その実情はさまざまである。

中心となる一般民事相談については、実務家教員だけでなく研究者教員にも御参加いただくようにしている。これは法科大学院における教育が、実務の追認にとどまらず、新たな理論の展開可能性を学生とともに探ることをめざすものであるからであり、また、実務家、研究者双方に刺戟となることを意図したものである。2005年1月に行った清水誠先生のセツルメント活動についてのご講演が出发点となっている。

また本学のリーガルクリニックは、一般民事のほか、自治体行政、外国人の人権という専門分野の相談窓口を設けている点に他にない特徴がある。これはいうまでもなく、法学研究所の地方自治センター、国際人権センターの協力・支援を想定してのことであるが、今年度はとりあえず手探りで歩み始めたという段階にとどまっている。自治体行政の相談については、安達教授と森田が、外国人の人権相談については、阿部教授と横浜弁護士会人権擁護委員会から交代で



派遣していただく弁護士が担当した。

自治体行政相談は、目下のところ相談件数は多くはなく、私が知り合いを引っ張ってきて住民訴訟の相談をするなどしてきたが、今年になって、自治体側から条例作りについての相談が寄せられ、これは地方自治センターの事業として学部の先生方の協力を得て取組みを進めている。今後こうした依頼が増えることを期待している。

2 シンポジウムでの発言から

シンポジウムでは、まず、神大の方針について、丸山教授が海外や他の法科大学院のモデルとの比較をふまえ、かつ「社会の動員」という観点も取り入れた広い視野からの基調報告をされた。

早稲田の須網教授からは学内法律事務所を中核として「日本で最も包括的かつ深化したクリニック」を展開されている様子が報告された。刑事民事の一般クリニックのほか、多彩な専門クリニックが展開されていること、研究者も積極的に弁護士登録して学内法律事務所に参加し、無料で相談にとどまらず事件受任ま

でしていること、刑事事件では勾留却下を4件も勝ち取るなど大きな成果を上げていることなど、大変刺激的な報告をいただいた。

獨協の教員である柳弁護士からは、神大と同規模の法科大学院ながら、工夫を凝らして充実したリーガルクリニックを行っていることが報告された。特に注目されたのは、法科大学院と埼玉弁護士会と草加市役所の三者の合意により、市役所の法律相談の一環としてリーガルクリニックを行なっている点である。また、実施上の課題として、学外の弁護士の理解・協力の必要性、守秘義務への配慮などについて具体的な指摘をいただいた。

リーガルクリニックを経験した本学の学生からは、実際の当事者と向き合うことが大きな刺戟となり、また法的なものの考え方の訓練にもなるとの発言があった。同様の成果は各校に共通して見られるようである。リーガルクリニックは、とすると受験勉強の妨げになるかのように受け取られるが、むしろ新司法試験で求められている能力に合致し、試験対策としても有益ではないかという意見も述べられた。

リーガルクリニックは、学生の主体的な参加なくしては成功しないこと、また、リーガルクリニックを充実させるには、法科大学院生の立場を高め、社会の中で認知させる必要があることも指摘された。他の法科大学院からも多数ご参加、ご発言をいただいた。学部教育との関係も論点になり、また市民からの素朴な疑問や問題提起もあるなど多彩な議論が展開された。

最後に阿部教授が、このシンポジウムを通じて、「リーガルクリニックは司法試験の役に立たない」「法律相

談は合格してから学ぶべきこと」「学生が法律相談に関与することは相談者のためにならない」「リーガルクリニックはすでにできあがったものだ」という4つの神話を打ち破ることができたと力強く結んだ。

実際、法科大学院を活性化し学部との連携を深める上で、リーガルクリニックの意義は大きく、積極的な取り組みが必要であり、可能でもあると感じた。

本学の今後の構想として、一般民事相談については、従来行ってきた研究者教員も交えての相談は、担当弁護士を増やして従来の月2回から週1回の体制に拡充し、また、みなとみらいのKUスクエア内に横浜弁護士会の法律相談センターを設け、そこでの相談に学生が立ち会うことも計画している。相談分野も、福祉や税務の相談にも広げてゆきたいし、刑事事件のクリニックも欲しいところである。受任事件への継続的関与も望ましく、そうなると、学内法律事務所が必要になろう。

これらは大風呂敷すぎるかとも思われたが、パネルディスカッションの司会をしていた私も大いに鼓舞され、是非積極的に取り組まねばとの思いを強くした。学部の先生方にもさらなる御理解御協力をお願いしたい。

当日、舞い上がったテンションはなかなかさめやらず、一部の教員や学生らは、シンポ後の懇親会ではおさまらずに、その夜某所で電車がなくなるまでグラスを傾け激論を交わしたそうである。(正直言うと、私もその一人である。)

(法務研究科教授・弁護士)